

諮問番号：平成29年度諮問第60号

答申番号：平成29年度答申第61号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 灯油代として「1万6,400円」の支出があったにもかかわらず、原処分の冬季加算は「1万2,540円」であり、最低限度の生活が保障されていない。
- (2) 狭心症のため、主治医からは特に冬の寒さに注意するよう指導を受けているから、冬季加算額を増額するべきである。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、保護基準に基づいており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、冬季加算額が実際の支出額を下回り、最低限度の生活が保障されていないこと、狭心症のため主治医からは特に冬の寒さに注意するよう指導を受けているから、冬季加算額を増額すべきであると主張する。

しかしながら、最低限度の生活の保障は、保護基準によって行うものとされ、原処分は保護基準に基づき適正に行われていること、審査請求人において冬季加算の特別基準が適用される事情（重度障害者加算又は要介護度の認定を受けていること及び日常生活に常時の介護を要するという事情）は窺われないこと、また、外出が著しく困難であるとする医師の診断書も見当たらないことから、審査請求人が仮に狭心症に罹患しているとしても、冬季加算の特別基準を設定することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年3月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第

1 項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。

また、同法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、冬季加算は、世帯共通的な経費として都道府県ごとに加算期間及び地区別加算額が定められており、北海道においては、加算期間は10月から4月までと、加算額は1人世帯にあっては1万2,540円とされている。ただし、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難で、常時在宅せざるを得ない者がいる世帯にあっては、加算額に1.3を乗じて得た額の範囲内で特別基準を設定して差し支えないとされている。

こうした冬季加算の期間及び額は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、審査請求人は、平成29年10月から所定の冬季加算額（1万2,540円）が認定されており、原処分は保護基準を適用して行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

この点、審査請求人は、狭心症のため、主治医からは特に冬の寒さに注意するよう指導を受けているとして、冬季加算額を増額すべきと主張するが、審査請求人が療養のため外出が著しく困難で、常時在宅せざるを得ない状態であることを裏付ける事実は認められず、特別基準を設定できないとした処分庁の判断は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美